

公益社団法人多賀町シルバー人材センター 令和4年度事業報告

事業の概要

令和4年度の公益社団法人多賀町シルバー人材センターの事業は下記のとおりであります。

町人口	7,439人	60歳以上人口	2,899人
高齢化率(60歳以上)	39%	粗入会率	7.90%
会員数	男 146人	女 83人	計 229人
会員平均年齢	男 75.0才	女 74.9才	全体 75.0才
就業実人員	184人	就業率(3月末)	80.3%

(3月末現在)

事業実績

就業延日人員	18,841人日	前年度比	4.1%増
(うち派遣事業)	5,310人日		
受注件数	706件	前年度比	2.6%減
(うち派遣事業)	27件)		
契約金額	109,966千円	前年度比	7.6%増
(うち派遣事業)	36,342千円)		

超高齢化社会が急速に進展する中、元気な高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、地域社会の課題解決の担い手となって活躍するシルバー事業は、ますます重要なものとなっています。

当センターにおいて、令和4年度は、「多賀シルバー第2次中期計画の2年目であり、同計画に基づき掲げた事業の実現に向け推進してまいりましたが、終息の気配を見せない新型コロナウイルス感染症の影響などにより、運営面においては、定時総会の規模縮小や指定管理施設での接客における制限、そして、特に子育て支援事業の活動には大きな影響がございました。また、会員数につきましても、対前年度比では、増加することにはなりましたが、同計画における目標とする数値を達成することが出来ませんでした。

このような状況下ではありましたが、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止や健康確保に努めながら、高齢者に活躍の場を提供するため、積極的に会員の拡大や就業開拓、適正就業への働きかけ、安全就業の推進、普及啓発・ボランティア活動に取り組んでまいりました。

以下、令和4年度事業の概要について報告します。

事業の詳細

1、会員の拡大

全国シルバー人材センター事業協会が、平成 30 年度に目標として設定しました「会員 100 万人達成計画」も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や定年延長などが制度化されつつある影響などにより、会員数が大きく減少したことで大幅な軌道修正を余儀なくされています。

当センターにおける会員の拡大については、「会員・就業拡大委員会」で具体的な活動について協議して頂き、会員皆様の口コミや広報誌への募集掲載、町内各所へのポスターの掲示、チラシの新聞折り込み、魅力的なホームページ更新などによる啓発活動に加え、会員外も参加可能とするオープン参加型の講習会を開催し参加者への働きかけなどを行ってまいりました。

また、会員の福利厚生とともに会員拡大の一助にもなればと会員証を提示すれば優待割引協力店(小売店、飲食店等)から優待割引サービスを受けられるフレンドリーショップ制度を 4 月から本格的に取り組み、年度末では 25 店舗が登録いただいたところです。

こうした取り組みにより、令和 5 年 3 月末での会員数は、229 名となり、前年度対比で 2.7%の増となりました。

2、就業機会の拡大と就業率の向上

就業機会の拡大は、シルバー事業の維持発展の上で重要な課題であり、会員の就業ニーズの多様化に鑑み、事務局職員による民間事業所や公共機関への働きかけ、また、チラシの新聞折り込み等によりシルバー人材センターの PR 活動に努めました。さらに、発注者様からの苦情に対しては、当センターのイメージを損なわないよう迅速な対応を心掛け、丁寧な対応に努めてまいりました。

就業率の向上では、毎月発行の事務局だより、ホームページで就業情報等の提供に努めるとともに、ワークシェアリングを推進し、就業機会の公平化・適正化に努めました。

また、感染症への対応を図りながら、就業上必要な技能や知識を得るための講習会を実施し、会員のスキルアップを図りました。

さらに、未就業会員のリストにより個別訪問を行い、会員の現況と就業に対する意見、希望などの把握に努め、個々の実情に応じた対応に努めました。

3、安全・適正就業対策

安全・安心なシルバー事業の確立を図ることは、シルバー事業遂行の根幹をなすものであり、組織を挙げて安全対策のより一層の推進を図り、重篤事故、傷害事故の撲滅に努めなければなりません。幸いにも、当センターにおきましては、傷害事故、賠償事故ともに発生はありませんでした。

当センターでの事故の有無にかかわらず、会員の皆様には毎月のように報道されてくる全国のシルバー人材センターにおける事故の状況をお伝えするとともに、安全への注意喚起を呼び掛け、「安全はすべてに優先する」に基づき、事業運営に取り組みました。

また、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に基づき、請負業務において、就業先の指揮命令や就業先従業員との混同作業の疑いのある業

務は、就業先に対し法制度についての理解、問題点、改善策などについて積極的に働きかけを行い、改善の余地が無いものについては派遣への切り替えをお願いし派遣事業の推進に努めました。

こうした取り組みにより、今まで「請負」により契約しておりました2業種(公共1、民間1)について、令和4年度より「派遣」としての就業形態に変更いたしました。

- ① 安全委員会の開催（正副班長会議と同時に開催）
- ② 事務局だより等に事故事例等を掲載しての啓発に努めました。
- ③ 安全パトロールの実施(安全委員4名、事務局3名)
- ④ 安全標語の募集・表彰（優秀作12点をシルバーカレンダーに掲載）
- ⑤ 草刈り機メーカーを講師に草刈り機講習会を開催（46名受講）
- ⑥ シルバー無事故運動への参加（40名）
- ⑦ 連合会主催の安全推進会議(天津市)への参加（2回 延べ6名）
- ⑧ 車両運転業務就業者への個別面談を実施（対象者17名）
- ⑨ 就業前の朝礼などで、十分な打ち合わせを行い安全就業及び夏場における熱中症予防について注意喚起を徹底しました。
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底に努めました。
- ⑪ 傷害、賠償事故の撲滅を図るため、特に草刈り作業における交通事故や飛び石事故が生じないように警備員の配置や防護ネットの設置を徹底しました。
- ⑫ 手抜き除草、清掃作業に携わる女性会員を対象に安全講習会を実施いたしました。（参加者 6名）
- ⑬ 「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に基づき、就業形態に疑義のある発注先に対して継続的な働きかけを行いました。

4、福祉家事援助・子育て支援サービス事業

近年、多賀町は高齢化が急速に進み、県内でも高齢化率は上位にあります。こうしたことから、高年齢者世帯や独居世帯が増えつつあり、生活支援の依頼が増えてきています。また、住宅団地の開発が進み、核家族の世帯も増加の傾向にあります。

こうした現状を踏まえ、当センターでは高年齢者への家事援助などの生活支援や生きがいの提供に取り組んでまいりました。

一方で、感染症の影響により、当センターが子育て支援事業として毎年度実施してまいりました親子同士のふれあい「ひなたぼっこ」や子どもの一時的預かり「ママサービス」事業の実施は、叶いませんでした。

また、高齢者のための憩いの施設「もんぜん亭」につきましても、夏季においても冬季と同様の開館時間の短縮や来館者への対応の制限など、運営における様々な制約を被ることとなりました。

- ① 高齢者生きがい空間施設「もんぜん亭」でカルチャー教室の開催
- ② 高年齢者の依頼に対応し生活支援(家事援助)の実施
- ③ 高年齢者宅の粗大ごみ搬送支援を多賀町役場と協議
- ④ 広報誌「もんぜん亭だより」の配布により、もんぜん亭事業の紹介に努めました。

5、労働者派遣事業・職業紹介事業

<労働者派遣事業>

会員の働き方に係る重要な指針であります適正就業ガイドラインに基づき、適正就業の推進に努めてきた中、長年にわたり今まで請負により契約していました民間からの発注業務1件と公共事業1件を令和4年度から派遣就業へ変更させていただきました。このことにより、派遣全体の契約金額では、前年度比で55.1%の増加となりました。

近年、若年労働者の人手不足を補うため、当センターへの問い合わせが増えつつある中、多様な働き方を希望する会員とのマッチングに努めてまいりました。また、会員には発注者との契約事項、作業内容を正確に伝え、誠実に履行するよう促してまいりました。

さらに、ローテーション就業の推進やワークシェアリングを進め、特定の人の仕事に集中しないよう就業の公平性に努めてまいりました。

<職業紹介事業>

臨時・短期及び軽易な業務に係る仕事を希望する高年齢者(会員外も含む)を対象に、職業紹介事業を開設していますが年間を通じて職業紹介への問い合わせはありませんでした。

しかし、希望者があれば、いつでも対応できるように全国シルバー人材センター事業協会主催による職業紹介責任者講習を受講しております。

6、普及啓発・ボランティア活動

公益法人としてのシルバー事業の意義と理念を町民の皆様や事業所に周知し、シルバー事業の活用、会員の加入促進を図るとともに、ボランティア活動や独自事業などあらゆる機会を捉えて効果的な普及啓発活動を推進するため下記の普及啓発事業を行いました。

- ① 10月のシルバー人材センター普及啓発月間中の10月12日に「シルバー環境美化の日」として、町内道路・河川のクリーンパトロール、役場庁舎の剪定作業、小中学校の清掃をボランティアで実施。
※参加した会員数 83名 収集したゴミ袋数 70袋
- ② 指定管理受託施設である「もんぜん亭」において月1回の木工製品販売、フリマボックスで小物の木工製品・竹製品の展示販売
- ③ シルバー広報紙を町内全戸・企業へ配布、ホームページへの掲載、町内各所にポスターの掲示、チラシの新聞折り込み(年1回)、有線放送を通じて「もんぜん亭」の行事・シルバーの行事・会員募集(毎月)、もんぜん亭イベントカレンダーの町内全戸回覧(毎月)
- ④ 多賀町広報に「滋賀県シルバー人材センター連合会シニア対象講習会」の掲載。
- ⑤ 各種講習会の開催
オープン参加による初心者草刈り機講習会や松の剪定講習会及び除草業者向け草刈り機講習会
- ⑥ ホームページを利用者の視点に立った親しみやすい内容や構成になるよう努めました。
- ⑦ 各種団体が実施するイベント(コトブキ市、連合会主催イベント)に参加し、シルバー事業のPRに努めました。

- ⑧ フレンドリーショップ協力店の拡大に努め、3月末で25店舗が登録いただきました。

7、指定管理受託施設の適正な運営・管理

当センターが、多賀町から指定管理者として指定を受けている高齢者の生きがい空間施設「もんぜん亭」につきましては、一向に終息する気配を見せない新型コロナウイルス感染症により、開館時間の短縮や来客者への対応に制約を受ける中、「もんぜん亭運営委員会」を開催し、ウイズコロナも視野に入れ委員各位の意見を集約して運営に生かしてまいりました。

また、多目的施設の多賀公園、四手公園につきましては、広報誌などに掲載して施設の利用促進を図るとともに、会員による毎月の施設点検や芝の適正な維持管理に努めました。特に施設に設置の遊具につきましては、子どもたちの安全を最優先として、点検業者の判定に基づき、修繕や取り換えを行い、適正な維持管理に努めました。

8、事務局における事務処理の適正化と効率化

事務局内における事務処理については、可能な限り省力化、簡素化を図り、発注者や会員への迅速な対応に心掛けてまいりました。

また、事務処理の適正化と効率化を図るため、除草作業における按分計算による処理を新規で発注いただいたお客様から導入を始めました。

按分計算は、今まで除草・剪定作業における見積りを作業人数と作業時間で計算していたものを除草作業は、除草面積で、剪定作業は、剪定する木の種類や本数で行うものですが、これにより、今までのように実際の作業時間が見積りと違った場合のお客様とのトラブルを解消しようとするものです。

次年度より、按分計算による手法を新規受注者に限らず、その適用範囲を徐々に拡大してまいります。

9、公益法人におけるシルバー事業運営の法令順守と組織の充実

シルバー人材センターに関わる国の各種法令の制定や改正に迅速で適切な対応を図り、事業の円滑な運営を図るため、社会保険労務士や滋賀県シルバー人材センター連合会および関係機関との連携に努めました。

また、公益法人としてのシルバー事業運営の法令遵守に努めるため、「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に基づく、発注先への継続した働きかけを行いました。

さらに、発注者や会員から真に信頼される事務局を目指し、県連合会等で開催される職員研修への積極的な受講や課内会議などを適宜に開催し、個々の職員の資質の向上はもとより、職員間で意思疎通を図り、共通認識の下での事業運営に努めました。

10、消費税改正(インボイス制度導入)への対応

2019年10月の消費税改正に伴い、令和5年10月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。国に対して要望しておりましたシルバー人材センターへの特例措置は、認められないこととなりセンターは、会員にお支払いしている請負業務の配分金に含まれている消費税分の仕入れ税額控除が認められないことから、配分金総額の10%の費用負担が新たに発生すること

になります。

この消費税を負担することになるとセンターの事務局体制を維持しながらの事業運営は、非常に困難になります。国の方では、シルバー人材センターの救済措置として、現状の契約方式を発注者・センター・会員の3者による包括的な契約に変更することを検討しているようですが、この方式では、まさにシルバー人材センターの存在意義が問われるものとなることから、現在のところ、近畿6府県は包括契約について反対の方向で進んでいるところです。

インボイス制度によって生じる新たな税負担は、料金の一部見直しや受注の拡大、さらには、デジタル化による事務処理の効率化や事務事業の見直しなど、徹底したコスト削減を実施することにより安定的な事業運営を確保できる体制を構築しなければならないと考えています。